

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 委 員 長	宇 都 宮 精 秀 君	教 育 長	渡 辺 眞 悟 君
教 育 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	多 賀 清 隆 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第77号 専決処分の承認について

日程第3 議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第82号 訴えの提起について

- 5 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

議長（広瀬文典君） おはようございます。

これより平成24年第7回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、3番 安田功君、4番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情が4件、教育委員会からの報告が1件、監査委員からの報告が4件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第77号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第77号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第77号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

去る11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、平成24年12月16日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を平成24年11月19日に専決処分いたしました。同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りま

すよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） おはようございます。

それでは、今、提案がございました専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由にもございましたように、来る12月16日に衆議院選挙が実施されるわけですが、この選挙につきまして昨日告示され、本日から期日前投票が行っておるわけですが、その衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査につきましての執行経費につきまして、11月19日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、その内容につきまして報告をさせていただきます。

それでは、平成24年度垂井町一般会計補正予算（第6号）でございます。

補正予算の歳入歳出予算の補正でございますが、議案にもございますように、第1条につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,638万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げてあるとおりでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

細部にわたりましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出から先に説明させていただきますが、6ページをごらんいただきたいと存じます。

款2 総務費、項4 選挙費、目3 衆議院議員選挙費でございます。節1、こちらにつきましては報酬でございますが、今回のこの選挙に関しまして選挙管理委員会を5回開催する予定をしておるところでございます。その選挙管理委員の方々の報酬、それから期日前投票所、きょうから行ってありますけれども、そちらのほうの管理者、それから立会人の方の報酬、並びに選挙当日でございますが、それぞれ各地区の投票所の投票管理者及び投票立会人、それから選挙当日行います開票所の開票管理者、それから開票立会人のそれぞれの報酬を規定いたすものでございまして、合計で111万2,000円の補正を行ったところでございます。こちらのそれぞれの単価につきましては、国で定めております基準に基づきまして、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例に基づく単価でございますので、よろしくお願いをいたします。

それから節3の職員手当等でございます。432万円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、投票事務、並びに開票事務に従事いたします職員の時間外勤務手当でございます。

次に節8 報償費でございます。合計で24万6,000円の補正をお願いいたしたところでございますが、選挙公報の配布が今回の選挙でもございます。そちらの公報の配布、これは自治会の自治会長さんをお願いするものでございますが、今のところ9,500世帯で20円の単価をもって

積算をしておるところでございます。それから、ポスターの掲示場の設置報償でございます。民地をお借りして設置をいたします。そちらの民地の方への報償金といいますが、お礼でございますが、2万1,000円ほど。それから、投票立会人の方のお礼でございます。粗品でございますが、こちら3万5,000円をお願いするものでございます。合計で24万6,000円でございます。

次に、節11の需用費でございます。細節、消耗品費につきましては、選挙事務用の消耗品60万円。それから燃料費でございますが、こちらにつきましては、選挙公報用のガソリンであるとか、それから投開票のときの灯油等、暖房用の灯油等を予定しておりまして5万円。それから3番食糧費でございますが、投開票管理者、立会人等のお弁当でございますが、38万2,000円。それから、印刷製本費につきましては、入場券あるいは小選挙区氏名掲示用の印刷物でございますが、合わせまして25万1,000円。それと光熱水費、こちらにつきましては電気料金でございますけれども、5万円を予定しておるところでございます。それから修繕料につきましては、開票のときに使います計数機でございますが、そちらの修繕料として5万円を見ておるところでございます。合計で138万3,000円の補正を行ったところでございます。

次に、節12の役務費でございます。通信運搬費でございますが、投票所の入場券の郵送料が主でございます、51万5,000円。次に手数料でございますが、白布等のクリーニング手数料5万円。それと啓発用の自動車看板の修正手数料でございますが、広報車の看板でございます。そちらの看板の修正手数料が2万円。それから投票用紙計数機等の点検手数料、こちらにつきましては8万6,000円。それから啓発テープの作成手数料1万4,000円。投票用紙分類機設定立会等手数料33万6,000円でございますが、それぞれ仕分けをこの分類機で行っておりまして、非常に開票時間の短縮につながっておるものでございます。そちらの立ち会い等手数料をお願いするものでございます。それから、投票所案内看板の修正手数料でございます。15万円見させていただいておりますけれども、今回、北保育園の改修によりまして、東の第3投票区でございますが、場所的には変わりございませんけれども、ただ、今のところ従来使っておりました遊戯室は使うことができませんので、従来のいずみの園の遊戯場を投票所としてまいる関係でございます。そちらの案内看板を設置してまいりたいということで、15万円でございます。役務費といたしまして117万1,000円の補正を行ったところでございます。

次に、節13の委託料でございます。ポスター掲示場設置等の委託料でございますが、90万円。選挙公報仕分けの作業委託料でございますが、選挙公報を配布に伴いまして仕分けをする作業を委託しておりまして、そちらのほうは5万円。それから、開票所の仮設照明の設置等委託料でございますが、開票につきましては中央公民館の3階の町民ホールを予定しておりまして、若干そこは水銀灯がついておるんですけれども、やはり手元が暗いということで、毎回照明等につきましては、器具につきましては町で考えておるものでございますけれども、設置を委託していくものでございます。9万円でございます。それから、期日前投票所の派遣の委託料でございますが、68万8,000円を予定しているところでございます。合計いたしまして172万8,000円の増額の補正を行ったところでございます。

次に節14の使用料及び賃借料でございます。電算機の使用料でございます。こちらにつきましては、電算のほうで選挙管理のシステムがございます。そちらのほうの使用料ということで、若干その使用料をこちらの選挙経費でカバーするものでございまして、60万円を予定しておりますところでございます。

それから節18の備品購入費でございます。選挙備品ということでございますが、選挙のときの計数機ですね。万が一故障した場合、計数機を購入していきたいということで、選挙の計数機1台を予定しておりますところでございます。

次に、歳入でございますが、5ページでございます。

款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金でございます。衆議院議員の選挙の委託金ということで、こちら国から県を経由してくる委託金でございますが、先ほど説明をさせていただきました歳出予算全てこの委託金で賄うところございまして、委託金が1,075万8,000円でございます。

なお、今回の補正によります職員の給与費の明細書を8ページに掲載しているところございます。そちらのほうもお目通しをいただきたいと存じます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今の歳入の関係ですけど、全額国・県の委託金で1,075万8,000円ということでございますが、この基準となった委託金の1,076万、これは当然選挙の関係での表があると思うんですが、これはどちらのほうから歳入金額の算出をされているのか、ちょっとその辺お尋ねしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の委託金の根拠となるものでございますが、詳しい資料等につきましてはちょっと今持ち合わせておりませんが、それぞれの投票区ごとの選挙人の数を基準にしてそれぞれ規定がされておりまして、そういったことを根拠として支給されてくるものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第3 議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第82号 訴えの提起について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてから議第82号 訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第78号から議第82号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、第4条の実費弁償の額の規定において所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回の補正は歳入歳出それぞれ2,441万7,000円を追加し、予算総額を86億5,080万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の人事異動に伴う人件費を補正するほか、総務費では統計調査費に係ります需用費の増額措置をいたしました。

民生費では、ひとり暮らし老人等の緊急通報装置の設置に係ります役務費と、障害者福祉サービス費等に係ります委託料、扶助費を、また介護保険特別会計に対する繰出金を増額措置いたしました。さらに、私立保育所の増改築に係ります補助金と保育所措置費の負担金、過年度子ども手当の返還金の増額措置をいたしたところであります。

衛生費では、保健センターにおける臨時職員賃金、備品購入費、過年度分の感染症予防事業等の国庫返還金を増額措置し、エコパークの供用開始に伴いますボランティアの報償金の増額措置を行いました。

農林水産業費では、遊休農地の解消や新規就農支援に対しての補助金と、西濃用水に係る事

業の負担金、被災した林道の復旧事業補助金の増額措置をいたしました。

土木費では、訴訟費用として役務費と建築物耐震化促進事業の補助金、公園管理用備品購入費の増額措置をいたしました。

教育費では、小学校費、幼稚園費で各施設修繕に係ります需用費、中学校費で暖房機取りかえに係る工事請負費を、社会教育費で文化財の保護に係ります補助金と、保健体育費で給食センターの施設修繕に係ります需用費の増額措置をいたしました。

一方、給食センター費においては、工事請負費で事業費が確定したことにより減額措置をいたしました。

財源につきましては、国県支出金、基金繰入金、諸収入により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,293万6,000円を追加し、予算総額を31億1,252万5,000円とするものです。

補正いたしますものは、保険給付費では一般及び退職被保険者等の療養給付費と高額療養費、並びに診療費審査支払手数料と、一般被保険者高額介護合算療養費の負担金等の増額措置をいたしました。

後期高齢者支援金等では負担金、補助及び交付金を、諸支出金では過年度国県支出金返還金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、基金繰入金、前年度繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出それぞれ131万3,000円を追加し、予算総額を16億9,903万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費で、介護認定業務用機器に係る備品購入費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、一般会計繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第82号 訴えの提起につきましては、器物損壊に係る損害賠償等を求めるもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私のほうからは、議第78号及び議第79号につきましては補足説明をさせていただきます。

初めに、議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、大幅な地方自治法の改正に基づきまして当該条例を改正するものでございます。あわせてお配りしてございます附属資料でございますが、条例の新旧対照表もあわせてごらんになっていただきたいと思います。と存じます。

こちら第4条につきましては、実費弁償の額を定める規定でございます。今回の改正におきましては、その実費弁償の該当となるものの改正が主な内容でございます。

旧の条例の内容をごらんいただきますと、それぞれ該当となるものの特定を、乱暴な言い方でございますが、だら書きされておったところでございます。これを新たに第4条につきましては改正するものでございますが、前段の部分につきましては、法的根拠を掲載いたしまして、そして、それぞれ実費弁償の該当となるものにつきまして、号立てで整理をさせていただいたものでございます。

前段の条文の部分につきましては、今申しましたように、法的根拠を明確にしたところでございますが、特に今回、地方自治法第207条でございます。従来の規定の中におきまして改正後の号立てにしております第1号、それから第5号、6号、7号につきましては従来から規定がなされておるところでございましたが、今回、この地方自治法の第207条が改正されまして、新たにその対象となるものがつけ加えられたために改正するものでございますが、その第207条の改正につきましては、後ほどお話を申し上げたいと存じます。

それで、今回第207条、それからその他の法令の規定、その他の法令といいますのは第6号並びに第7号に規定をしております公職選挙法、それから農業委員会等に関する法律、こちらがその他の法律になるわけでございますが、主には今申しましたように第207条の改正の部分でございます。

それでは、早速第207条の改正の部分について御説明をさせていただきます。

まず前段の部分につきましては、そういった法的な根拠を説明させていただいたところでございますが、号立ての部分でございます。改正に及んだ部分につきましては、第3号でございます。地方自治法第115条の2第1項の規定が今回新たに追加をされたところでございますが、こちら特に議会の権能に公聴会を開く旨の規定が、地方自治法115条の2第1項で定められたところでございます。その公聴会に参加をした方も、今回の実費弁償の該当に加えるというものの改正でございます。

次に第4号でございます。こちらにつきましても議会に当該普通地方公共団体の事務に関する調査及び審査のため必要な場合には参考人を招致することができる旨が、この法第115条の2第2項に規定をされたところございまして、そちらのほうに参考人として出頭を求められた方に対する実費弁償を今回新たに追加させていただくものでございます。

それから括弧書きでございますが、法第109条第5項において準用する場合を含むという規定が第3号、第4号にそれぞれ掲げられておりますが、こちらは準用規定でございます。地方自治法第109条でございますが、こちらにつきましては議会の常任委員会、それから議会の運営委員会、それから特別委員会を規定している条項でございますが、従来地方自治法につき

ましては、常任委員会につきましては地方自治法第109条、議会運営委員会につきましては地方自治法第109条の2及び特別委員会につきましては地方自治法の第110条にそれぞれ設置根拠の規定がなされておったものでございますが、今回の地方自治法の改正によりまして、全てこちらの委員会が地方自治法第109条に改められて一本化されたところでございます。その委員会にもそれぞれ公聴会、あるいは出頭を求められた方に対する実費弁償の支払いの部分につきましても、この5号で準用する旨の規定がなされたところによりまして、今回の改正に及んだものでございます。

次に、第4条第2項でございますが、こちらにつきましては第1項の改正に伴いまして文言の整理を行ったものでございます。

次に、ページめくっていただきまして附則でございます。

施行の時期でございますが、こちらにつきましては、地方自治法の改正におきまして一部施行されていない部分もございまして、この条例につきましては、公布の日または地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号でございますが、附則第1条ただし書きに規定をいたします規定の施行の日のいずれかの遅い日に施行するといった旨の規定を附則として上げさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと存じますが、今回の補正につきましては、第1条に掲げてございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,441万7,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,080万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表に掲げてございます歳入歳出予算補正によるところでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、早速詳細につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

歳出の9ページから説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございます。

節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、それぞれ職員の異動によりまして、掲げてございます金額につきまして、それぞれ減額をさせていただいたものでございます。

次に、同じく款2の総務費、項2 徴税費、目1の税務総務費でございます。節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費、こちらにつきましても同じように職員の異動によりまして、掲げてございます金額につきまして減額の措置をとらせていただくところでございます。

続きまして、款2、同じく総務費でございますが、項5 統計調査費、目26 基幹統計調査費でございます。節11の需用費でございますが、消耗品で9万8,000円の増額の補正をお願いする

ところでございますが、今年度、経済センサスの調査になっておりまして、そちらの消耗品でございまして、県の委託金の増額によりまして、この需用費につきまして充当させていただいたものでございます。

続きまして、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費でございまして。節2 給料、節3 職員手当等、節4 の共済費、こちらにつきましては人件費でございまして、職員の異動によりまして、社会福祉総務費のほうに増額の補正を行うものでございます。

続きまして、目5 の老人福祉費でございまして。節12 の役務費でございまして、こちらにつきましては、ひとり暮らし老人等の緊急通報装置設置及び撤去手数料でございまして。10月までの実績をもとに今年度の設置及び撤去の数値、当初より金額にしまして増額になるものと見込ませていただきました。既決額24万7,000円に対しまして見込み額50万5,000円といたすもので、25万8,000円の増額をお願いするところでございます。

続きまして、目10 介護福祉費、節28 の繰出金、介護保険特別会計繰出金でございまして。こちらにつきましては、後ほど介護保険特別会計の中でも説明がございまして、要介護度を判定するシステムの入れかえに伴います財源といたしまして、事務費でございまして一般会計から繰り出すものでございます。131万3,000円の補正をお願いするところでございます。

次に、目11 障害者福祉費、節13 委託料でございまして。地域生活支援事業委託料でございまして、こちらにつきましてはメニューが3つございまして。移動支援事業、外出の支援を行う事業でございまして。それから日中一時支援事業、こちらにつきましては介護者の支援を行うサービスメニューでございまして。それからコミュニケーション支援事業といたしまして手話、それから要約といった事業でございまして、そちらの利用される方がふえてきたということでございまして。そういったことから58万8,000円の増額をお願いするところでございまして。

次に、節20 の扶助費でございまして。こちらにつきましては、自立支援医療費事業の増額でございまして、178万9,000円の増額の補正をお願いするところでございまして、更正医療、特に透析による高額な医療費、こちらの増額によるものでございまして。

次に、障害福祉サービス費の給付事業でございまして。4,207万9,000円の増額でございまして、こちらの理由につきましては、平成23年度の法改正によりましてサービスメニューの増加、それからそのサービスメニューの増加に伴いますサービス対象者の拡大等により利用者が増加したということでございまして。2つの事業を合わせまして4,386万8,000円の増額の補正をお願いするところでございまして。

次に款3、同じく民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節23 の償還金、利子及び割引料でございまして。こちらにつきましては、過年度分の国・県返還金でございまして、平成23年度分の子ども手当の精算によりまして国・県への負担金の返還金でございまして。329万3,000円の補正をお願いするものでございまして。

次に、目2 の児童福祉施設費でございまして。節2 給料、節3 職員手当等、節4 の共済費につきましては、職員異動によりましてそれぞれ掲げてございまして金額につきまして減額の補正をお

願いするものでございます。

次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。1の負担金の部分でございますが、私立保育所の運営費負担金でございます。こちらにつきましては、栗原にございますハチスチルドレンズセンターに入所される方の増加によるものでございまして、1,148万5,000円の増額の補正をお願いするところでございます。次に補助金でございますが、こちらにつきましても私立保育所の緊急整備事業費の補助金でございます。ハチスチルドレンズセンターの増改築に要する経費に対する補助金でございます。今のところ予定されております事業費の総額でございますが、4,183万円ほど予定をされておるところでございます。こちらにつきましては、国の補助金はその事業費の2分の1、それから町の補助金が4分の1、合わせまして3,137万4,000円の今回の補助金となるわけでございますが、国の補助金につきましては県からの間接補助といった形で、歳入で受け入れまして、垂井町からはその補助金と合わせまして支出をするものでございます。なお、こちらにつきましては、県からの指導によりまして、国の財政事情もございまして、平成25年度への繰越明許を前提として予算化をするものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目6の保健センター費でございます。節2、節3、節4の給料、職員手当等、共済費につきましては、それぞれ職員の異動による増額でございます。

節7の賃金でございますが、臨時職員の賃金でございます。11万円の増額の補正を行うものでございますが、保健師の産休、並びに介護休暇による人的不足を今お見えになります臨時の保健師さんで対応するというところでございまして、そちらの勤務時間の増加によるものを臨時職員賃金で対応するものでございます。

次に、節18の備品購入費でございます。保健センターの備品で4万2,000円の補正をお願いするところでございますが、既存の乳児用の身長計でございますが、ふくあいにより新たに購入をさせていただきたく、備品購入費として上げさせていただきました。

節23の償還金、利子及び割引料でございますが、こちらにつきましては過年度の国庫支出金の返還金でございます。感染症予防事業費の国庫負担金の精算によります返還金でございます。子宮頸がん、並びに乳がん、大腸がんの検診に係る精算でございます。

次に、12ページをおめくり願いたいと存じますが、目3の塵芥処理費でございます。節8の報償費、エコパークの協力者の報償でございます。12月1日から供用開始をいたしておりますエコドームでございますが、こちらのほうに住民の皆さんの意識の高揚のためにボランティアの方々を導入させていただいておりまして、そのボランティアの方に対しましての報償でございますが、1日1,000円、2人ずつ勤務していただいております、大体100日ほどを予定しておるところでございます。20万円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3の農業振興費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございます。1番目でございますが、遊休農地解消自主的再生支援助成金でござ

ざいます。こちらの事業につきましては、御存じのように農業法人、または個人の方々に特定作業委託といたしまして利用権設定を行いまして、遊休農地の解消を図る支援のための事業でございます。対象見込み面積の増加によりまして30万5,000円の増加をお願いするところでございます。次に2番目でございますが、新規就農総合支援事業費補助金75万円の増額の補正をお願いするところでございますが、こちらにつきましては、全く新たな事業でございます。青年の方の就農支援を図るものでございます。農業振興に新たに携わる青年の方の財政支援を行うものでございまして、制度的には年間で150万円を上限として交付するものでございます。今回の補正につきましては、下半期分といたしまして75万円の補助金を計上させていただいておるところでございまして、こちら補正額の財源の内訳にもございますように、こちらの財源につきましては後ほど説明をいたしますけれども、国からの補助金を受けるものでございます。75万円、100%の10割の補助金でございます。

続きまして、目7の農地費でございます。県営土地改良事業負担金でございます。今年度の事業といたしまして、県の事業でございます西濃用水、平尾の揚水機場でございます。あちらの建屋の補修工事等に要します、県工事に対する町の負担金でございます。3,400万円を新たに増額補正するものでございます。

続きまして、同じく款6農林水産業費、項2林業費、目2の林業振興費でございますが、町単林道開設事業補助金でございます。こちらにつきましては、9月末の台風による雨の影響によるものでございますが、梅谷、西谷の作業道ほかにおきまして復旧工事が必要となりました。管理組合等が行います復旧工事に対する町の補助金でございますが、76万9,000円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節12の役務費でございます。弁護士手数料として21万円増額の新たな補正をお願いするところでございますが、こちらにつきましては、後ほど提案説明がございまして、議第80号での提案に対する、町有施設の器物損壊に係ります損害賠償請求の訴訟費といたしまして弁護士手数料でございますが、今回はこの訴訟につきましては、恐らく年度をまたぐことが想定されます。着手金という形で計上させていただくものでございます。

次に、目1の都市計画総務費でございます。建築物等の耐震化促進事業費補助金でございまして、72万円の増額の補正をお願いするところでございますが、こちらにつきましては、JAにしみの垂井支店の耐震診断の事業費に対します補助金でございます。この事業費につきましては、今のところ108万円ほど予定をされておりました、そちらの3分の2の補助金でございますが、こちらにつきましても後ほど歳入でも説明いたしますけれども、国が2分の1、36万円、それから県が4分の1、18万円、町が4分の1の18万円ということで、合わせまして72万円の補助金を行うものでございます。

次に、目5運動公園管理費でございます。節18の備品購入費11万8,000円の補正をお願いするところでございますが、こちらにつきましては、御存じのように鹿のふんでございますね。

垂井ピアのときにも非常にふんを除去するのに苦慮したわけですが、そちらを吸い取るための集じん機、エンジン式のものでございますが、2台購入をさせていただき予定をしておるところでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1の学校管理費、節11の需用費でございますが、修繕料で400万円増額の補正を行うところでございますが、各小学校の施設設備等の老朽化に伴うものでございますが、早急に修繕をする必要がある箇所、合原小、あるいは東小学校の温水ボイラー、それから宮代小のインターホン等、出てきたものでございますので、早急に対応する必要があるというようなことから、400万円を計上させていただいたところでございます。

次に、同じく款10教育費、項3中学校費、目1の学校管理費、節15の工事請負費でございますが、不破中学校の石油暖房機取りかえ工事でございます。北舎の部分でございます教室、調理室、保健室の暖房機、合わせまして5台を取りかえるものでございます。

次に、同じく款10教育費、項4幼稚園費、目1の幼稚園費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人件費による減額の補正をお願いするところでございます。

節11でございますが修繕料でございます。こちらにつきましても40万円を増額の補正をするわけですが、こちら各幼稚園の施設整備の老朽化に伴いまして、早急に対応しなければならぬといったところでございます。

次に、同じく款10教育費、項5社会教育費、目4文化財保護費、節19の負担金、補助及び交付金82万1,000円の増額の補正でございますが、文化財保存修理事業補助金でございます。こちらにつきましては、垂井曳山の中町紫雲閣の山蔵でございます。壁の剥離、あるいは雨漏れによりまして早々事業を実施しなければならないということで、県からの採択の報告を受けるものでございまして、事業費が109万4,000円ほどでございまして、そちらの事業費の4分の3、もちろん県の補助金も含んででございますが、負担割合につきましては町が4分の1、県が2分の1、地元が4分の1ということでございまして、82万1,000円の補正をするものでございます。

次に、項6保健体育費、目3の給食センター費でございます。節2給料、節3の職員手当等につきましては、職員の異動によるものでございます。

節11の需用費でございますが、光熱水費で63万7,000円の増額の補正をお願いするところでございますが、こちらの理由につきましては、新たに冷蔵庫を2台、今年度導入させていただいたわけですが、電気容量が増加したことによりまして、光熱水費の電気料が少し不足する事態となったものでございます。2番目の修繕料につきましては100万円でございますが、こちらにつきましても、今後の施設、それから設備の不測の事態に対応するため、とりあえず100万円増額の補正をお願いするところでございます。

次に、節15の工事請負費でございます。150万円の減額をするものでございますが、今年度給食センターにつきましては大きな事業でございましたが、あえもの室の設置工事とか、連続フライヤーの取りかえ工事等の事業を見ておったわけですが、そちらの事業費の確定

によりまして減額の補正をするものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入の説明に入らせていただきます。

6 ページをごらんいただきたいと存じます。

款13の国庫支出金、項1国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。節1児童福祉費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては保育所運営費負担金（私立分）ということでございますが、先ほど歳出の中でも御説明いたしました、ハチスチルドレンズセンターの増加に伴うもの、あるいは広域で行っております私立保育園への委託ですね、そちらの事業費の増加によるものでございます。こちらにつきましては、国庫負担金の対象となる事業費から保育料等の徴収金を控除した額の2分の1というふうにご規定されております。今回は336万7,000円の増額の補正をするものでございます。

次に、節9の障害者介護給付費等負担金でございます。介護給付費でございますが、障害福祉サービス費の事業におきます事業費の増加に伴うものでございます。1,996万4,000円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、節10の障害者自立支援医療費負担金、こちらも先ほど歳出のところで説明させていただきましたが、更生医療の部分でございます。自立支援医療費といたしまして、国庫支出金といたしまして89万5,000円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、同じく款13の国庫支出金、項2国庫補助金、目2の民生費国庫補助金、節9の障害者自立支援事業費等補助金でございます。こちらにつきましては、移動支援事業につきましては20万2,000円、日中一時支援事業につきましては6万2,000円、コミュニケーション支援事業につきましては3万円、合わせまして29万4,000円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、目7の土木費国庫補助金でございます。節の11耐震改修等事業国庫補助金でございますが、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金でございますが、こちらにつきましても先ほど歳出の中でも説明をさせていただきましたが、JAにしみの耐震診断に対する国庫の補助金でございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金、保育所運営費負担金でございますが、先ほども国庫支出金のところで御説明いたしました、県の負担金といたしまして4分の1でございます、168万3,000円の増額の補正を行うものでございます。

節13の障害者自立支援給付費負担金でございます。介護給付費で、障害福祉サービス給付事業への補助金でございますが、補助率につきましては4分の1でございます、998万2,000円でございます。続きまして自立支援医療費、こちらにつきましても県負担金といたしまして事業費の4分の1でございますが、44万8,000円の増額の補正でございます。合わせまして1,043万円の増額の補正を行うものでございます。

続きまして、同じく款14県支出金、項2県補助金、目2の民生費県補助金でございますが、節2の児童福祉費県補助金、保育所等緊急整備事業費の補助金、こちらにつきましては、ハチスチルドレンズセンターの増改築に要する経費に対します県の補助金、事業費に要します2分の1に相当する額でございます。2,091万6,000円の増額の補正でございます。

節24地域生活支援事業費等補助金でございますが、こちらにつきましても同じく国の補助金は2分の1でございましたが、県の補助金といたしまして4分の1を受け入れるものでございます。移動支援事業といたしまして10万1,000円、日中一時支援事業につきましては3万1,000円、コミュニケーション支援事業につきましては1万5,000円、合計いたしまして14万7,000円の補正をするものでございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金でございます。節1農業費県補助金75万円でございますが、こちらにつきましては青年就農給付金ということで、事業費の10割、100%を受け入れるものでございます。

次に、目7の土木費県補助金でございます。節1の土木費県補助金18万円の増額の補正でございますが、こちらにつきましても先ほど歳出で御説明いたしましたように、耐震診断に係る県の補助金でございまして、18万円を受け入れるものでございます。

次に、8ページでございます。款14県支出金、項2の県補助金、目9の教育費県補助金でございます。節1の教育費県補助金といたしまして54万7,000円でございますが、文化財保存事業費補助金、垂井曳山中町の紫雲閣の山蔵の修繕のための県補助金を受け入れるもので54万7,000円でございます。

次に、同じく款14県支出金、項3委託金、目1の総務費委託金でございます。節3の統計調査費委託金でございますが、経済センサス委託金といたしまして増額分でございますが、9万8,000円でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。節1の財政調整基金繰入金でございますが、今回、人件費の減額、あるいは補助金等の県から、あるいは国からの受け入れによりまして、従来、財政調整基金の繰入金を財源不足といたしまして2億を見込んでおったところでございますが、そういった財源が捻出できたということで、今回調整基金の繰入金を3,730万円減額させていただきまして、主に収支の均衡を図ったところでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目5過年度収入でございます。節1の過年度国庫支出金でございますが、平成23年度の子ども手当国庫負担金の精算によるものでございまして、主にこちらの精算金につきましては、子ども手当のつなぎ法分と特別措置法分でございます。

次に、節2の過年度県支出金でございますが、こちらにつきましても平成23年度の子ども手当の県負担金の精算によるものでございます。1万円の増額でございます。

次に、15ページでございますが、今回の補正によります給与費の明細書を添付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上、私のほうからの垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の補足説明、並びに平成24年度一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同いただきたいと思います。

訂正をさせていただきます。

12ページでございますが、款6農林水産業費、項1農業費、目7の農地費でございます。こちら県営土地改良事業負担金につきまして「3,400万円」と申し上げましたが「340万円」の金額の間違いでございますので、訂正方、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課の所管に係ります議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,293万6,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億1,252万5,000円とするものでございます。

今回、補正をお願いいたします主なものは、医療費の増加に伴います保険給付費の療養費負担金が大幅に伸びたことによるためでございます。

それでは、細部につきまして、6ページの歳出から御説明させていただきます。

初めに、款2保険給付費、項1療養諸費の目1一般被保険者療養給付費と目2の退職被保険者等療養給付費、それぞれの節19負担金、補助及び交付金について、療養給付費負担金に不足を来すことから、それぞれ1億3,200万円と4,840万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5審査支払手数料、節12役務費について5万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、診療給付件数が増加したことによりまして、診療費審査支払手数料が5万6,000円、レセプト電算処理システム手数料が1,000円不足を来すことから、所要額の追加をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項2高額療養費の目1一般被保険者高額療養費と目2の退職被保険者等高額療養費と、そして目3の一般被保険者高額介護合算療養費、それぞれの節19負担金、補助及び交付金につきまして、高額療養費負担金と高額介護合算療養費負担金が不足を来すことから、それぞれ3,300万円、430万円、11万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が医療費の増加に関連する部分でございますが、続きまして7ページでございますが、款3項1が後期高齢者支援金等の目1後期高齢者支援金、節19負担金、補助及び交付金につきまして18万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、社会保険診療報酬支払基金に納付します後期高齢者支援金の額が確定いたしましたので、不足分の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款11諸支出金、項1目1が償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料について、2,487万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成23年度分の額の確定に伴いまして国及び県負担金の精算を行うもので、国民健康保険療養給付費等負担金が2,403万7,000円と特定健康診査等負担金が84万2,000円をそれぞれ国及び県に返還するものでございます。

続きまして歳入でございますが、5ページをごらん願います。

款9繰入金、項2基金繰入金、目1節1が国民健康保険基金繰入金についての1億6,456万9,000円の追加でございますが、財源確保のため国民健康保険基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、款10項1目1節1の繰越金についての7,836万7,000円でございますが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） それでは、私のほうからは、ただいま上程されております議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明させていただきます。

今回の補正をお願いいたしますのは、平成24年度の介護保険制度の改正に伴い、介護保険認定調査票のレイアウトの変更がなされ、変更に係る新たな1次判定用認定ソフトが国から配付されるため、この認定ソフトに対応する介護認定支援パソコンを導入するための補正でございます。

表紙の第1条において、歳入歳出それぞれ131万3,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,903万3,000円とするものでございます。

細部につきましては、6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節18備品購入費でございます。131万3,000円の補正でございますが、介護認定業務用機器といたしましてパソコンとOCRスキャナーを導入するものでございます。

続きまして、5ページの歳入でございます。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金、節1事務費等繰入金131万3,000円の一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 議第82号 訴えの提起について補足説明をさせていただきます。

1. 被告となるべき者は、議案書記載のとおりでございます。

2. 請求の趣旨でございます。(1)が、損壊水路の原状回復費用110万9,850円及び法定利息年5%の支払いを求めるもの。(2)が、水路を不法占用している土砂、ヒューム管等の撤去を求めるもの。(3)が、訴訟費用は被告の負担とすることを求めるものでございます。

3. 訴訟遂行の方針でございます。(1)が、鈴木一朗弁護士を訴訟代理人と定めるもの。(2)が、第一審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴または反訴した場合は応訴する。第二審判決の場合も同様とするというものでございます。

今回の事件の概要及び提訴に至るまでの経緯について御説明をいたします。

まず事件の概要でございます。

平成24年5月中旬ごろから6月1日ごろまでの間に、被告が宮代字四辻2282番地先、これは垂井警察署と、その西にあります警察官舎のすぐ北側に町道がございまして、その町道沿いに垂井町が所有管理する用水路の鉄筋コンクリート製U字溝70個、延長42メートルを建設機械を用いて損壊し、かつ、この用水路敷地の一部にヒューム管2本、半割ヒューム管1本を設置し、それを土砂で埋設し、その上に敷き鉄板2枚及びバックホウを放置し、現在に及んでおります。このため、被告に対し、損害の賠償とヒューム管等の撤去を求める民事訴訟を提起するものでございます。

これまでの経緯でございます。

被告人は、平成18年5月ごろから当該水路地先において、地権者の承諾のもとに田のかさ上げと称して土砂を搬入し、8筆およそ4,000平米を、地権者が4名おられますが、造成し、現在は国道21号から乗り入れができる状態になっております。被告人は、一団の土地の南側町道からも乗り入れを可能とする目的で、昨年9月ごろから町道沿いにある用水路を暗渠にして埋め立てようと着手をいたしました。すぐに当方職員が占用協議と許可申請手続をするよう指導し、昨年の12月ごろまで協議を行ってまいりました。その後、しばらく音信が途絶えていたところ、本年5月、正規の手続を経ることなく、しかも到底容認できないようなずさんな施工方法で行為に及んだため、これを阻止する目的で、垂井警察署に相談し、6月22日付で刑法261条の器物損壊罪で刑事告訴をいたしました。9月3日には大垣区検察庁へ調書が提出され、現在、起訴に向け、検察庁において捜査中でございます。

しかしながら、刑事訴訟では罪に対する処罰しかできず、用水路の原状復旧をさせることはできないため、刑事訴訟と同時並行して民事訴訟を提起するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第78号から議第82号までの各議案は、精読のため審議を

延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時15分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛

